基本ルール

2024 年 12 月

FTSE
日本国債インデックス

v1.7

FTSE RUSSELL
An LSEG Business

lseg.com/en/ftse-russell

目次

セクション 1 はじめに 3
セクション 2 運営・管理責任 4
セクション 3 FTSE Russell インデックス ポリシー 5
セクション 4 計算前提と組入基準 7
付録 A 追加情報 9

セクション 1

はじめに

1. はじめに

1.1 FTSE 日本国債インデックス

1.1.1 FTSE 日本国債インデックスは、現地通貨建ての固定利付日本国債のパフォーマンスを測定する指標です。

1.1.2 FTSE 日本国債インデックスは、ESG ファクターを考慮せずに設計されています。

1.2 FTSE Russell

FTSE Russell は、FTSE International Limited、Frank Russell Company、FTSE Global Debt Capital Markets Limited（およびその子会社である FTSE Global Debt Capital Markets Inc. および FTSE Fixed Income Europe Limited）、FTSE Fixed Income LLC、The Yield Book Inc. および Beyond Ratings のトレーディング・ネームです。

1.2.1 FTSE Russell は、FTSE Russell のコントロールが及ばない外部要因を含む様々な要因において、当インデックスの変更、中断、中止が余儀なくされる場合があること、また、当インデックスを参照するインデックス・ファンドなどの投資商品や諸契約は、当インデックスの変更、中断、中止に耐え得るか、その可能性に対応できるものであるべきことを、当インデックス利用者に対し表明するものです。

1.2.2 本インデックスに追随する運用を行うユーザー、または本インデックスに追随する商品を購入するユーザーは、自己資金、あるいはクライアントの資金で投資をする前に、当インデックスのルールに沿ったメソドロジーの価値を評価し、独立した立場にある者の助言を受けてください。FTSE Russell は、以下の事項に係わるいかなる過失・その他の結果として生ずるいかなる者が被る一切の損失、損害、請求、費用に関し一切の責任を負いません。

- 当基本ルールに対する依存、および/もしくは
- 当基本原則の誤りまたは不正確、および/もしくは
- 当基本原則に記載されている方針または手続きの不適用、誤用、および/もしくは
- インデックス及び構成銘柄情報作成時における誤謬または不正確さ。

セクション 2

運営・管理責任

2. 運営・管理責任

2.1 FTSE International Limited（FTSE）

2.1.1 FTSE は、インデックス シリーズのベンチマークの管理者です。[1]

2.1.2 FTSE は、インデックス シリーズの日次計算、構築、運用の責任を負い、次のことを行います。

- インデックスを構成する全銘柄に関し、ウェイトの記録を保管する
- 基本ルールに従って、銘柄入替えとそのウェイト変更を行う
- 基本ルールに従って、インデックス シリーズの定期的なレビューを行い、その結果によって必要な変更を行う
- インデックスを配信する

2.2 基本ルールの改訂

2.2.1 基本ルールが指標シリーズの目的を最も適切に反映することができるよう、同ルールは FTSE Russell による定例見直し（少なくとも年 1 回）の対象になります。基本ルールの大幅な改訂の提案に関しては、FTSE Russell Advisory Committee 及び必要に応じその他の利害関係者との協議に付されます。FTSE Russell Index Governance Board は、これらの協議結果を踏まえ、改訂の承認を判断します。

2.2.2 FTSE Russell Fixed Income Indexes の Statement of Principles に規定の通り、基本ルールに言及されていない、または具体的かつ明確に規定されていない事項に関して FTSE Russell が決定を下す場合、Statement of Principles に則って実際的な決定を行うものとします。上記の様な決定が行われた場合、FTSE Russell はその決定内容を速やかに公表します。また、上記の取扱いが、基本ルールの例外、変更、将来の前例などと見做されない場合においても、FTSE Russell は、基本ルールをより明確な規定にするための改訂が必要かどうかを検討します。

[1] 本文書で管理者/アドミニストレーターという言葉は、金融商品と金融契約のベンチマークとして用いられる指標、または投資資金のパフォーマンス測定を行うことに関する、2016 年 6 月 8 日付けの欧州議会ならびに欧州連合理事会による規制（欧州連合）2016/1011（欧州ベンチマーク規制）および 2019 年付けベンチマーク（改正および経過規定）（EU 離脱）規則（英国ベンチマーク規則）における定義と同義で使用されます。

セクション 3

FTSE Russell インデックス ポリシー

3. FTSE Russell インデックス ポリシー

基本ルールは、以下のリンクからご覧いただけるインデックス方針ドキュメントと併せてご参照ください。あるいは fi.index@lseg.com にご連絡ください。これらのポリシーは毎年見直され、変更事項があれば FTSE Russell Product Governance Board の承認を受けます。

3.1 FTSE Fixed Income Indices の Statement of Principles (Statement of Principles)

インデックスは市場の変化に対応する必要がある一方、基本ルールはすべての事態を予測することはできません。基本ルールが特定の事象または変化を十分にカバーしていない場合、FTSE Russell は、FTSE 債券インデックスに対する FTSE Russell の基本的考え方をまとめた原則声明 (Statement of Principles) を参照して適切な取り組みを決定します。原則声明 (Statement of Principles) は毎年見直され、 FTSE から提案された変更事項は FTSE Russell インデックス諮問委員会によって議論され、最終的には FTSE Russell の Product Governance Board により承認されます。

Fixed Income Indices の原則声明 (Statement of Principles) は、次のリンクからご覧いただけます。

Statement_of_Principles_Fixed_Income_Indices.pdf

3.2 お問い合わせと苦情

FTSE Russell の苦情申し立て手続きは、次のリンクからをご覧いただけます：

Benchmark_Determination_Complaints_Handling_Policy.pdf

3.3 再計算方針とガイドライン

債券インデックスの再計算方針とガイドラインは、以下の FTSE Russell のウェブサイトでご覧になるか、E メールで fi.index@lseg.com までお問い合わせください。

Fixed_Income_Recalculation_Policy_and_Guidelines.pdf

3.4 顧客が市場や証券の取引を行えない場合のインデックス取り扱い方針

3.4.1 FTSE Russell のインデックス取り扱いの詳細は、次のリンクをご参照下さい。

Index_Policy_in_the_Event_Clients_are_Unable_to_Trade_a_Market_or_a_Security.pdf

3.5 ベンチマーク・メソドロジー変更のポリシー

FTSE Russell のベンチマーク・メソドロジーの変更は、次のリンクをご参照下さい：

Policy_for_Benchmark_Methodology_Changes.pdf

3.6 FTSE Russell のガバナンスの枠組みからご覧ください。

3.6.1 これらインデックスの監修にあたり、FTSE Russel では、プロダクト、サービス、テクノロジーの管理を行うガバナンス・フレームワークを採用しています。このフレームワークには、ロンドン証券取引所グループによる 3 つのディフェンス・ラインによるリスク管理フレームワークが組み込まれており、金融ベンチマークの IOSCO 原則[2]、欧州ベンチマーク規則[3]、また英国ベンチマーク規則[4]への準拠を確実にしています。FTSE Russell ガバナンス・フレームワークの詳細は、次のリンクをご参照下さい。

FTSE_Russell_Governance_Framework.pdf

[2] IOSCO Principles for Financial Benchmarks Final Report, FR07/13 July 2013。

[3] 有価証券および金融契約、また投資ファンドのパフォーマンス測定にベンチマークとして使われるインデックスにおける 2016 年 6 月 8 日付けの欧州議会ならびに欧州連合理事会による規制（欧州連合）2016/1011。

[4] ベンチマーク（改正および経過規定）（EU 離脱）規則 2019。

セクション 4

計算前提と組入基準

4. 計算前提と組入基準

4.1 FTSE 日本国債インデックスは FTSE 世界国債インデックス(WGBI) に基づき算出されます。WGBI の詳細については「FTSE 債券インデックス・ガイド」をご参照ください。

FTSE 日本国債インデックスの組入基準と計算の前提条件

クーポン	固定利付き
最低残存期間	1 年
最低残存金額	5,000 億円；20 年超債 4,500 億円(日銀および財務省保有分を除く)
構成銘柄	コーラブル債・ノンコーラブル債を含む現地通貨建国債。変動金利債、変動利付債、インデックス・リンク債、個人向け債、短期証券、貯蓄債、私募債、個人向け国債、割引国債を除く
ウェイト	時価総額
リバランス	月次更新(月末時点)
キャッシュフローの再投資	月次のインデックス・トータル・リターン計算において、月中に発生した利子と元本償還による月間のキャッシュフローの再投資は行いません。[5]
価格付け	リフィニティブ・ビッド午後 3 時 00 分(東京)
算出の頻度	日次
受渡日	月次:暦上の月末 日次:当日受渡し。ただし、月の最終営業日だけは暦上の月末とする
採用銘柄確定日	翌月の採用銘柄は採用銘柄決定日に固定。各年のプロファイル決定日は、ウェブサイト www.lseg.com/en/ftse-russell/ において公表されています。
基準日	1984 年 12 月 31 日

4.2 休日カレンダー

4.2.1 インデックスは、クリスマス(休日)と元日(休日)を除き、月曜日から金曜日まで算出されます。各現地市場はそれぞれの休日カレンダーに従うこととし、現地市場が休日の場合、その日のために使用する終値は前日の終値となります。

[5] 2022 年 11 月 1 日より前には、トータル・リターン計算に再投資収入分が含まれていました。

4.3 債券の格付け

4.3.1 インデックスに含まれる債券の各銘柄は、プロファイルの採用銘柄決定日に格付けを割り当てられます。格付けでは、まず、スタンダード・アンド・プアーズ (S&P) の格付けを参照します。 S&P の格付けがない場合には、ムーディーズの対応する格付けを使います。 S&P、ムーディーズのどちらの格付けもない場合は、その債券にインデックスの格付けが付与されません。また、片方の格付けが投資適格で、もう片方がハイ・イールド(いわゆる、スプリット・レーティング)の場合は、その投資適格に相当する S&P の格付記号をインデックスの格付けとして用います。これらの格付けは、1 ヵ月間変更されません。

4.4 リターンの算出

4.4.1 トータル・リターンは、インデックスの構成銘柄を期初に購入して期末に売却するものとして算出します。 また、個別銘柄のトータル・リターンは、計算対象期間における価値の変化を増減率の形で表示します(図表 1 参照)。価格の変動、元本の償還、クーポン収入、経過利子の合計がトータル・リターンの要素となります。トータル・リターンには各銘柄の期初時価総額が使われます。

図表 1 トータル・リターンの計算方法

期初価値	-	(期初価格 + 期初経過利子) x 期初残存額面金額
期末価値	-	[(期末価格+ 期末経過利子) x (期初残存額面金額- 元本償還額)] + クーポン収入 + 元本償還額
トータル・リターン(%)	-	[(期末価格 /期初価格) -1] x 100

精度についての注意事項:リターンは少なくとも小数点以下第 6 位まで計算しますが、公表は小数点以下第 4 位以内までです。計算機の浮動小数点計算には四捨五入による誤差が生じるため、公表値の小数点以下最後の位は真の値から 1 乖離する場合があります。

FTSE 日本国債インデックスのティッカー

ティッカー	インデックス
SBJYL	FTSE 日本国債インデックス(円ベース)
CFIIJYL	FTSE 日本国債インデックス(円ベース)

4.5 主要な改編

4.5.1 日本国債インデックス構築は、WGBI に影響を及ぼすイベントに基づくものとなります。詳細は「FTSE 債券インデックス・ガイド」をご参照ください。

特に記載がない場合、インデックスは FTSE 債券インデックスの一般的メソドロジーに従って作成されます。詳細は「FTSE 債券インデックス・ガイド」を参照してください。

付録 A

追加情報

FTSE Russell の基本ルールで使用される用語については、次のリンクをご参照ください。

Glossary_of_terms_FTSE_Fixed_Income.pdf (ftserussell.com)

お問い合わせ先の詳細は、FTSE Russell のウェブサイトをご覧いただくか、FTSE Russell クライアント・サービス（fi.index@lseg.com）までご連絡ください。

ウェブサイト : www.lseg.com/en/ftse-russell/

Disclaimer

© 2024 London Stock Exchange Group plc およびその該当するグループ企業（「LSEG」）。LSEG には、(1) FTSE International Limited（以下「FTSE」）、(2) Frank Russell Company（以下「Russell」）、(3) FTSE Global Debt Capital Markets Inc.および FTSE Global Debt Capital Markets Limited（以下、併せて「FTSE Canada」）、(4) FTSE Fixed Income Europe Limited（以下「FTSE FI Europe」）、(5) FTSE Fixed Income LLC（以下「FTSE FI」）、(6) FTSE (Beijing) Consulting Limited (以下「WOFE」)、(7) Refinitiv Benchmark Services (UK) Limited（以下「RBSL」）、(8) Refinitiv Limited (以下「RL)、(9) Beyond Ratings S.A.S. (以下「BR」)が含まれます。無断複写・転載を禁じます。

FTSE Japanese Government Bond Index Series は E International Limited またはその関連会社、エージェント、パートナーにより、またそれら組織のために算出されるものです。FTSE International Limited は、ベンチマーク管理者として Financial Conduct Authority から認可を受け、規制を受けています。Refinitiv Benchmark Services (UK) Limited は、ベンチマーク管理者として Financial Conduct Authority から認可を受け、規制を受けています。

FTSE Russell® は、FTSE、Russell、FTSE Canada、FTSE FI、FTSE FI Europe、WOFE、RBSL、RL、BR の取引名です。 「FTSE®」、「Russell®」、「FTSE Russell®」、「FTSE4Good®」、「ICB®」「WMR™」、「FR™」、「Beyond Ratings®」、その他本資料で使用される商標およびサービスマーク（登録されているか否かは問わない）は、LSE グループの該当メンバーまたはそのライセンサーが所有または許諾する商標およびサービスマークで、FTSE、 Russell、FTSE Canada、FTSE FI、FTSE FI Europe、WOFE、RBSL、RL または BR によって保有または許諾に基づいて使用されているものです。

全ての情報は情報提供のみを目的として提供されています。本資料に記載されている全ての情報及びデータは、LSEG が正確かつ信頼できると考える情報源から入手したものです。ただし、人的ミスや機械の誤作動、その他の要因による誤りの可能性があるため、当該情報及びデータはすべて"現状のまま"提供されており、これらの不正確性に対してはいかなる保証もいたしません。LSEG のメンバーまたはその取締役、役員、従業員、パートナー、ライセンサーのいずれも、情報や LSEG の商品（インデックス、データとアナリティクスを含むがこれらに限定されない）の使用から得られる結果について、明示または黙示を問わず、正確性、適時性、完全性、商品性に関していかなる主張、予想、保証、表明も行わず、LSEG 商品の特定の目的への適切性または適合性に関しても、明示または黙示を問わず、主張、予想、保証、表明を行いません。情報を利用するユーザーは、情報の何らかの使用による、また情報使用の許可によるリスクのすべてを負うものとします。

LSEG メンバーまたはその取締役、役員、従業員、パートナー、ライセンサーは、以下の事項に関して一切の責任または義務を負いません: (a) 当該情報またはデータの調達、収集、コンパイル、解釈、分析、編集、転記、送信、通信もしくは提供に関わる不正確性（過失の有無を問わない）、その他の状況、または本資料または本資料へのリンクの使用に関連あるいは起因する損失又は損害（全部又は一部を問わない）および、(b) （たとえ LSEG のメンバーがかかる損害の可能性について事前に知らされていた場合であっても）当該情報の使用または使用不能から生じるいかなる直接的、間接的、特別、派生的または付随的損害。

LSEG のメンバーまたはその役員、役員、従業員、パートナー、またはライセンサーのいずれも、投資アドバイスを提供しておらず、本資料のいかなる部分も、金融または投資アドバイスを構成するものとみなされるべきではありません。LSEG のメンバー、その取締役、役員、従業員、パートナーまたはライセンサーは、いかなる資産への投資の是非、あるいはかかる投資が投資家にとっていかなる法的リスクまたはコンプライアンス上のリスクを生じさせるか否かに関しても、いかなる表明も行いません。このような資産への投資を決定する際には、本資料に記載された情報に依拠すべきではありません。インデックスおよびレートに直接投資することはできません。インデックスやレートへの資産の組み入れは、当該資産の売買や保有を推奨するものではなく、また、特定の投資家が当該資産や当該資産を含むインデックスやレートを合法的に売買や保有することができると確認するものでもありません。本文書に掲載されている一般的な情報は、法律、税務、投資に関する専門的な助言を得ることなく使用されるべきではありません。

この情報のいかなる部分も、LSE G の適切なメンバーの書面による事前の許可なしに、電子的、機械的、複写、録音、その他いかなる形式、手段によっても、複製、保存（検索可能なシステムによる保存）、または送信することを禁じます。LSEG データの使用および配布には、LSEG および/またはそのライセンサーからのライセンスが必要です。